

○忠岡町公民館条例

昭和60年3月12日条例第19号

忠岡町公民館条例

(設置)

第1条 本町は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第20条の目的を達成するため、公民館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 忠岡町公民館
- (2) 位置 忠岡町忠岡南1丁目18番17号

(管理)

第3条 公民館は、教育委員会が管理する。

(職員)

第4条 公民館に館長、主事その他必要な職員を置く。

(公民館運営審議会)

第5条 公民館に法第29条の規定に基づき、公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置き、組織及び運営については別に定める。

(委員の報酬及び費用弁償)

第6条 審議会の委員の報酬等は、報酬及び費用弁償等条例（昭和28年忠岡町条例第9号）の定めるところによる。

(使用の許可)

第7条 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは使用を許可しない。

- (1) 公の秩序、又は風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 建物、又は附属物を破損するおそれがあるとき。
- (3) 法第23条の規定に準ずる行為があるとみなされるとき。
- (4) その他、施設の管理・運営上支障があるとき。

(許可の取消)

第8条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができ

る。

- (1) この条例に基づく指示に従わないとき。
- (2) やむを得ない事情により、教育委員会が使用する必要があるとき。

(使用料)

第9条 使用者は、別表の定めるところにより、使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 教育委員会が必要と認めたときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 使用者の責に帰することができない事由により、使用しなかったとき。
- (2) やむを得ない理由により、教育委員会が承認したとき。

(附属設備の使用)

第12条 使用者から特に申出があったときは、附属設備の使用を許可することができる。

2 前項の使用料は、教育委員会が定める。

(損害賠償)

第13条 使用中に建物または附属物を損傷し、若しくは滅失したときは、何人の所為であるかを問わず、使用者は教育委員会が決定した額を弁償しなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

別表

公民館使用料

区分	料金
会議室（1室につき）	1時間につき 500円
茶室	1時間につき 500円
冷暖房実施期間中の使用料は4割増とする。	